

特用林産物の生産を支援します

豊かな森の恵み創造事業（特用林産物生産支援）の御案内

補助金の概要

特用林産物の生産振興による地域林業の活性化を通して、森林の多面的機能の維持増進を図るため、特用林産物の生産基盤及び生産施設の整備に必要な経費について支援します。

補助対象となる方

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、特用林産物を生産する法人、林業者等の組織する団体

補助対象となる事業内容及び補助率等

事業種目	対象事業	補助率等
特用林産物(※1)の生産基盤の整備	特用樹林造成、獣害対策施設設置、ほだ場等造成及びこれに付随する作業道等の整備	1/2以内 〔補助金額の上限 50万円/事業主体〕
特用林産物(※1)の生産に必要な施設の整備	特用林産物の生産施設装置、生産用機械、加工・貯蔵施設装置の整備	1/2以内 〔補助金額の上限 150万円/事業主体(※2)〕

※1 事業対象となる特用林産物：食用のきのこ類、樹実類、漆、竹材等（山菜、薬草等は対象外）

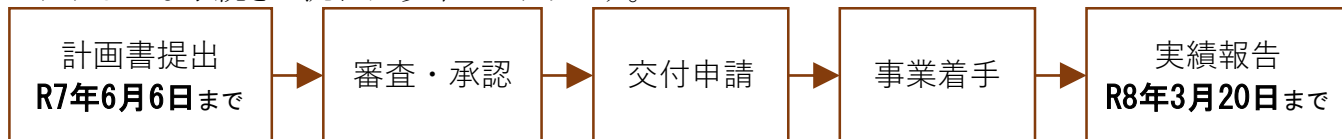
※2 「京のブランド産品」で、受益戸数が50戸を越える場合、300万円/事業主体

募集〆切

令和7年6月6日(金)までに、事業実施箇所を所管する京都府各広域振興局・京都林務事務所へ事業実施計画書を提出してください。（必着）

手続きの流れ

おおまかな手続きの流れは以下のとおりです。



事業の詳細・様式

事業の詳細、様式のダウンロードは府ホームページまで

豊かな森の恵み創造事業

検索

http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/morinomegumi/morinomegumi_kiban.html



お問い合わせ先

まずは、お近くの京都府広域振興局・京都林務事務所にご相談ください。

丹後広域振興局(森づくり振興課):0772-62-4306

中丹広域振興局(森づくり振興課):0773-62-2586

南丹広域振興局(森づくり振興課):0771-22-1017

山城広域振興局(森づくり振興課):0774-21-3450

京都林務事務所(林務課):075-451-5724